

青森県報

第二千七十号

平成十四年九月六日(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 險 課 社 課)	……………	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	(同)	……………	二
飼料の試験の結果の概要	……………	(畜 産 課)	……………	二
家畜伝染病の発生	……………	(同)	……………	三
公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(漁 港 漁 場 整 備 課)	……………	三
公 告				
大規模小売店舗の新設に関する届出	……………	(経 営 振 興 課)	……………	四
開発行為に関する工事の完了	……………	(建 築 住 宅 課)	……………	五
出先機関				
道路の位置の指定	……………	(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所)	……………	六
右 同	……………	(む つ 県 土 整 備 事 務 所)	……………	六
公安委員会				
型式の検定適合遊技機	……………	(企 業 安 全 課)	……………	六

告

示

青森県告示第四百二十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木 村 守 男

名称	住所	居宅サービス事業の種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人 仁会	西津軽郡木造町字若竹五	痴呆対応生活介護	グループわかたけ	西津軽郡木造町字若竹五	"
有限会社 山宝産業	北津軽郡金木町大字八四の四	痴呆対応生活介護	グループすこやか	北津軽郡金木町大字八四の四	"
社会福祉法人 沢福会	弘前市大字大沢三丁目	痴呆対応生活介護	グループはくしゅ	弘前市大字大沢三丁目	"
社会福祉法人 貴望会	上北郡横浜町字三保野五四	痴呆対応生活介護	グループみほの	上北郡横浜町字三保野五四	平成十四年九月六日

特定非営利活動法人こしよがわら恵鈴会	五所川原市字元町一一の六	訪問介護	訪問介護恵鈴	五所川原市字元町一一の六	"
医療法人仙知会	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	訪問介護	医療法人仙知会本宮診療所	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	"

青森県告示第四百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
-------------	----------------	-------

名称	特定非営利活動法人こしよがわら恵鈴会	主たる事務所の所在地	五所川原市字元町一一の六	名称	訪問介護恵鈴	所在地	五所川原市字元町一一の六	平成十四年九月六日
名称	株式会社ゼンシン	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷三丁目一二の四一七	名称	株式会社ゼンシン青森ケアセンター	所在地	青森市大字駒込字笠沢二八九の三七	"

青森県告示第四百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十四年八月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水性窒素 %	消化率 %	TDN %		M E kcal/kg	その他検査水分 %
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24-7	同	くみあい配合飼料 ニコセレクタ17	14.7	18.1	5.7	4.14	0.64	2.2	12.9					2,850	11.7	
			くみあい配合飼料 モーストロング72	14.7	13.0	3.4	0.73	0.66	3.8	5.3					72.1	13.9
	左	くみあい標準配合飼料 新和牛繁殖用	14.7	17.6	3.1	1.05	0.69	6.8	6.7					65.9	12.7	

くみあい配合飼料 おももり和牛後期	14.7	13.6	2.9	0.40	0.49	4.4	4.0	71.9	12.0
くみあい配合飼料 シエイエニアクテネア	14.7	19.8	5.5	0.77	0.63	2.1	5.0	80.0	11.3

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	三戸郡五戸町	平成十四年八月三十一日

青森県告示第四百二十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年八月二十八日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、脇野沢村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番二から一九番に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第二号の規定による建設省告示（昭和四十三年告示第三千五百九十九号）で定められた平面直角座標系を用いて得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点とを結ぶ平成十四年七月十日付け青森県指令第一八〇九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・四二〇メートル）、 の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日満潮位（T・P・プラス〇・四一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二五五三五・五二一メートル Y座標 マイナス 三二五〇・〇一メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四八八・六七七メートル Y座標 マイナス 三二五〇・〇一メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四九四・七三三メートル Y座標 マイナス 三二二七・四六一メートル
- の地点 X座標 プラス二二五五〇三・八一三メートル Y座標 マイナス 三二二六・五八〇メートル
- の地点 X座標 プラス二二五〇九・六〇一メートル Y座標 マイナス 三二七六・三〇〇メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四九七・五一五メートル Y座標 マイナス 三二七六・三〇〇メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

五、三七一・六三平方メートル

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番二から一八番一に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第二号の規定による建設省告示（昭和四十三年告示第三千五百十九号）で定められた平面直角座標系を用いて得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点とを結ぶ平成十四年七月十日付け青森県指令第一八〇九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・四一〇メートル）、 の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二五五三二・七六五メートル
- Y座標 マイナス 三二四〇・二三一メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四七四・七一三メートル
- Y座標 マイナス 三二四五・八五七メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四八二・七三八メートル
- Y座標 マイナス 三二二八・六六九メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四九四・八二五メートル
- Y座標 マイナス 三二二七・四九八メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四九八・六八三メートル
- Y座標 マイナス 三二六七・三一一メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四八六・五九七メートル
- Y座標 マイナス 三二六八・四八二メートル
- の地点 X座標 プラス二二五四八九・四九〇メートル
- Y座標 マイナス 三二九八・三四二メートル

の地点 X座標 プラス二二五五二一・二四二メートル

Y座標 マイナス 三二九五・二六五メートル

3 面積

七、八二八・三七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ三沢店

三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フエーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社横浜フエーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

2 有限会社ドラッグコーポレーション

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年四月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一一四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一一五台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

六四平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社横浜ファーマシー

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(二) 有限会社ドラッグコーポレーション

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時三十分から午後六時まで

八 届出年月日

平成十四年八月二十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十四年九月六日から平成十五年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年一月六日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年九月六日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東津軽郡平内町大字清水川字梨ノ木一七の三、一七の五から一七の七まで及び一八の三から一八の五まで	平内町

南津軽郡藤崎町大字俵舛字前田九の二及び二〇の五	南津軽郡藤崎町大字俵舛字前田二の二 酒多信市 酒多るみ子
中津軽郡岩木町大字一町田字村元七九四の一及び七九四の一から七九四の三二まで	弘前市大字大町三丁目四の六 有限会社太陽地所
上北郡下田町住吉四丁目五〇の二〇八	青森市大字石江字三好六九の一 株式会社サンワドー

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和二十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月六日

十和田県土整備事務所長 上 原 佳 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字赤沼字下平六四八の二二先（国有地）	七二・六五メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・〇六

むつ県土整備事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和二十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月六日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市山田町二六の一	七五・六四メートル	六・〇二メートル	平成 一四・〇七

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRクリスタリア1000の神話	マルホン工業株式会社
"	CRクリスタリア1000の魔法	"
"	CRブッチギリライオーフ1	株式会社藤商事

〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ピンクドルフィン・30	キヨジンノホシ	CRフィーバー戦国JX	CRフィーバー戦国FX	XCRフィーバーラッキーベルJ	XCRフィーバーラッキーベルF	CRピンクレディーW	CR麻雀パラダイスL7	CR麻雀パラダイスM6	CR玉緒でドツカン!!Z	CRそれ打て雀士東場
日本回胴式遊技機工業株式会社	株式会社アリストクライトテクノロジーズ	〃	株式会社ダイドー	〃	株式会社三共	株式会社第一商会	〃	株式会社三洋物産	サミー株式会社	タイヨーエレクトク株式会社

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭